



高校生の 応募・推薦方法に ご理解とご協力を!

主要経済団体、教育関係機関、栃木県及び栃木労働局にて、栃木県における高校生の応募・推薦方法について、以下のとおり申し合わせを行いましたので、その遵守についてご理解とご協力をお願いいたします。

「栃木県高等学校就職問題検討会議」の申し合わせについて

栃木県高等学校就職問題検討会議において、県内の高等学校卒業予定者の応募・推薦について以下のとおり申し合わせを行うこととする。

高等学校から求人者への応募・推薦方法について、推薦開始の時点(9月5日)では1人1社とし、10月1日以降は1人2社までの複数応募を可能とする。

この申し合わせ事項について、県内の事業主・学校関係者・生徒及び保護者に対し、あらゆる機会を利用し周知していくものとする。

令和7(2025)年3月25日

栃木県高等学校就職問題検討会議

一般社団法人栃木県経営者協会
一般社団法人栃木県商工会議所連合会
栃木県商工会連合会
栃木県中小企業団体中央会

栃木県高等学校長会
栃木県高等学校教育研究会進路指導部会
栃木県産業労働観光部

栃木県教育委員会事務局
栃木県経営管理部
栃木労働局

高等学校を新規に卒業する者の採用選考方法・時期については、大学新規卒業者と異なり、全国統一的な取り扱いが定められております。なお、学校からの求人者への応募数については、都道府県毎に、その申し合わせが定められております。

申し合わせに係る推薦・応募・選考の具体的な取扱いについて
応募・推薦方法について、推薦開始時点(9月5日)では1人1社
とし、10月1日以降は、1人2社までの複数応募を可能とする。

【 具 体 的 な 取 り 扱 い 】

企業取扱い

- ① 全ての高卒求人申し込みについて、複数応募による応募が可能か否かの意向を示していただきます。
※具体的には、高卒求人申込書の複数応募の箇所に、その可・否を記入してください。

- ② 選考日時については、早期に計画し、速やかに学校へ連絡してください。



高等学校取扱い

- ① 10月1日時点で未内定の生徒については、次の応募から1人2社まで応募ができます。
※10月1日未内定とは、9月中に応募した選考が終了していない生徒も含む。

- ② 生徒の複数応募にあたっては、選考日程が重複しないように調整を行って下さい。

- ③ 複数応募を「不可」とする企業へ応募している生徒は、その選考結果が出るまでは、他企業への応募はできません。

- ④ 内定を承諾した生徒については、他企業への応募はできません。

【 採 否 結 果 及 び 採 用 内 定 に 関 す る 取 り 扱 い に つ い て 】

企業取扱い

- ① 選考後概ね7日以内に学校長を通じて、応募生徒本人に結果を通知してください。

- ② 複数応募を行った生徒へ採用内定を行った場合には、他の応募先企業からの選考結果連絡待ちも予想されることから、検討期間を与えていただくようお願いします。

- ③ 内定後の研修・アルバイトは、学業に差し障りないよう、学校とご相談ください。

高等学校取扱い

- ① 複数応募を行った生徒が、複数の内定を得た場合には、早期に学校を通じて企業側に意思表示をしてください。

- ② 内定を承諾した生徒については、他の企業には応募できません。

(再掲)



【 ご 注 意 】



高等学校卒業予定者の採用選考の時期等には全国的なルールがありますので、大学卒業予定者や中途採用者とは異なった取り扱いをしております。
ご理解の上、適切な選考をお願いいたします。